官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○郵便法施行規則の一部を改正する省令（総務五八）　二
〔その他告示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一三）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一四）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務一六八）　三
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善並びにホストコミュニティの小規模農家のための災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務一二二）　三
○バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための生活環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一二三）　三
○マーシャル諸島共和国における地域の食料供給強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一二四）　四
○サモア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同一二五）　四
○サモア独立国及びフィジー共和国における子供及び若者の薬物使用防止対策計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一二六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四七七～四八四）　五
○特定社会基盤事業者の指定を解除した件（国土交通五一三）　五
○特定社会基盤事業者を指定した件（同五一四）　五
○都市計画に関する件（関東地方整備局一五〇）　五
○道路に関する件（同一五一、一五二）　五
〔国会事項〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
〔人事異動〕
法務省　財務省　厚生労働省　七
〔官庁報告〕
官庁事項
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示二、東北同二）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　九
会社その他　三

省　令

○総務省令第五十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二日

総務大臣　林　芳正

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別送達の取扱いに係る認証の方法） **第十六条**　法第五十八条第二号の認証は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　特別送達の取扱いをする郵便物を送達した者が作成した民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第一項の書面（以下この条及び次条において「送達報告書」という。）により、当該郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることを確認すること。 二　［略］ ［2　略］	（特別送達の取扱いに係る認証の方法） **第十六条**　［同上］ 一　特別送達の取扱いをする郵便物を送達した者が作成した民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条の書面（以下この条及び次条において「送達報告書」という。）により、当該郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることを確認すること。 二　［同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年三月十一日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年四月二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26―26	電動アシスト自転車 ＢＭ―ＧＬ203Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N26―27	電動アシスト自転車　90E A―90E	Ｘｉａｍｅｎ　Ｄｉａｎｙｕｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ Ｒｏｏｍ　601，Ｎｏ．32―５　Ｘｉａｎｙｕａｎ　Ｒｏａｄ，Ｊｉｍｅｉ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ，Ｘｉａｍｅｎ　Ｃｉｔｙ
交　N26―28	電動アシスト自転車 Ｓ―01Ｂ―ＩＳ	長谷川工業株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀２―１―１ 江戸堀センタービル14Ｆ
交　N26―29	１ＦＺＣ632 １ＦＺＣ632	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―30	ＲＬ32Ｓ ＲＬ32Ｓ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―31	ＲＬ32Ｍ ＲＬ32Ｍ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―32	ブリヂストンアシスタ Ｂ81	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―33	ブリヂストンアシスタ Ｂ83	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―34	電動アシスト自転車 ＴＯ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３―３―13
交　N26―35	ＦＥＳＧＬＩＤＥ ＴＢ―26―012	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　N26―36	電動アシスト自転車 ＣＳ600	長谷川工業株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀２―１―１ 江戸堀センタービル14Ｆ

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年三月十一日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年四月二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A26―26	電動アシスト自転車 ＢＭ―ＧＬ203Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　A26―27	電動アシスト自転車　90Ｅ Ａ―90Ｅ	Xiamen Dianyue Technology Co., Ltd Room 601, No.32―５ Xinyuan Road, Jimei District, Xiamen City
交　A26―28	電動アシスト自転車 Ｓ―01Ｂ―ＩＳ	長谷川工業株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀２―１―１江戸堀センタービル14Ｆ
交　A26―29	１ＦＺＣ632 １ＦＺＣ632	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A26―30	ＲＬ32Ｓ ＲＬ32Ｓ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A26―31	ＲＬ32Ｍ ＲＬ32Ｍ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　A26―32	ブリヂストンアシスタ Ｂ81	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26―33	ブリヂストンアシスタ Ｂ83	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A26―34	電動アシスト自転車 ＴＯ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３―３―13
交　A26―35	ＦＥＳＧＬＩＤＥ ＴＢ―26―012	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９

○総務省告示第百六十八号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年三月十六日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二日　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―1で変換した値（16進数）　28a5　0332　c561　a323　d723　7934　d287　95c3　57db　c578

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　d5e9　487a　10f8　0557　62a5　76ad　1502　daf3　b3c5　73a4　a1fc　7107　db5d　06aa　c706　db60

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―1で変換した値（16進数）　10a1　a074　87cc　ba78　878b　aa46　db49　d976　dfba　2dbd

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　7b02　fc30　616d　07bd　f936　322a　c740　b8de　fe71　7b72　3141　e64e　e644　65b9　bcfc　d452

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―1で変換した値（16進数）　3c98　dae8　4930　b315　3e12　70ac　4398　34fb　a271　4f15

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　d2ac　ff18　f4a9　c1c9　0621　3708　fff6　d36e　7c59　782b　db4f　e4ba　001a　9367　e522　b5ef

8　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―1で変換した値（16進数）　7541　72fc　ea06　a64e　681f　05c1　0444　904f　3499　3557

9　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　2f3c　e566　b0cf　44e3　dd0f　9b1d　efe4　8005　a38a　3579　29fc　c9b1　90de　c234　6cf0　9e5e

10　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その５）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―1で変換した値（16進数）　5882　4f50　1e79　9e05　1fc4　6706　ff29　545a　696e　5a36

11　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その５）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　9176　ca53　2bfb　a8d4　6b0b　04a7　1a04　3bc1　9590　28fa　a3f7　868a　73a7　0e9e　1526　1068

12　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365

13　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社

14　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation

15　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○外務省告示第百二十二号

令和八年三月四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善並びにホストコミュニティの小規模農家のための災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民のための食料及び栄養補助食品へのアクセス改善並びにホストコミュニティの小規模農家のための災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億五千万円

3　署名者

日本　斎田伸一　在バングラデシュ大使

世界食糧計画側　シモーヌ・パーチメント在バングラデシュ事務所長代理

令和八年四月二日　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百二十三号

令和八年三月五日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における南東部におけるミャンマーからの避難民のための生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　南東部におけるミャンマーからの避難民のための生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日本　斎田伸一　在バングラデシュ大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　イボ・フライセン在バングラデシュ事務所代表

令和八年四月二日　外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百二十四号

令和八年二月二十四日にマジュロで、マーシャル諸島共和国における地域の食料供給強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　地域の食料供給強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億三百万円

3　署名者

日　本　側　相馬弘尚在マーシャル大使

国際移住機関側　ヒラリー・バンダウェイ在マーシャル支所長

○外務省告示第百二十五号

令和八年二月二十六日にアピアで、サモア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千六百万円

3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日

4　署名者

日　本　側　鈴木亮太郎在サモア大使

サモア側　ラアウリアレマリエトア・レウアテア・ポラタイバオ・フォシ・シュミット首相兼外務貿易大臣

○外務省告示第百二十六号

令和八年三月三日にスバで、サモア独立国及びフィジー共和国における子供及び若者の薬物使用防止対策計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

令和八年四月二日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　子供及び若者の薬物使用防止対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億九千八百万円

3　署名者

日　本　側　田島浩志在フィジー大使

国際連合児童基金側　ヘイミッシュ・ヤング太平洋島嶼（しょ）国代表

○農林水産省告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡九重町大字恵良字乙見良津一二三八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市大字堅田字山中四六八六、四六八七、四七〇六・四七一一・四七一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字大肥字瀬部一三二四、一三二六の一、一三二六の二、一三二九、一三三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬部一三二六の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字四日市字妙見石三二七〇の一、三二七〇の二

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市宇目大字南田原字上葛葉一八二三の一、字ザレ一九〇五の三、一九〇五の四、一九〇五の六

二　指定の目的　水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字大和須字黒田沢五一の一、五一二、五三四、五九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字道ノ入沢三一六七、三一六八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市高浜町字向峠四〇六六の一、四〇六九、四〇七〇の一、字上風破キ四四三四・四四三八・四四四二・四四四三・四四四六の一・四四四六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四四三七、四四三九の一、四四三九の二、四四四〇、四四四五の二、四四四六の三、四四四六の四、字古里大平四四五六（次の図に示す部分に限る。）、四四四七、四四四八、四四五一の一、四四五四の一、四四五四の二、四四五五、四四六一の二、四四六六の一、四四七〇、四四七二、四四七三、字杭長迫四五二八、四五五一から四五五五まで、四五五七から四五九まで、四五六一から四五六三まで、四五六五、字下拂四六三九、字古里四七〇三、四七〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上風破キ四四四〇・四四四六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四四三四、四四三七、四四三八、四四三九の一、四四四二、四四四三、四四四六の一、四四四六の二、字古里大平四四七三（次の図に示す部分に限る。）、四四五六、字杭長迫四五五二・四五五八・四五六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四五五三、四五五七、字古里四七〇三（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十一条の規定に基づき、次の者の特定社会基盤事業者の指定を解除したので、同条後段において準用する同法第五十条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の名称及び住所

株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地

二　特定社会基盤事業者の指定の解除に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定の解除を受けた者の当該指定の日

令和七年五月一日

四　特定社会基盤事業者の指定の解除をした日

令和八年四月一日

○国土交通省告示第五百十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　東松山都市計画道路事業三・五・十四本町通線

三　事業施行期間　自令和八年四月二日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県東松山市神明町一丁目及び神明町二丁目並びに若松町一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	那須塩原市三区町五番九から同市西三島三丁目一八三番三二七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

令和八年四月二日

○関東地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前 B	一四・〇〇～四六・〇〇メートル　三・五三〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一四・〇〇～四六・〇〇メートル　三・五三〇キロメートル	
	B	一四・〇〇～九三・六二メートル　三・八五〇キロメートル	
	A	一四・〇〇～四六・〇〇メートル　三・五三〇キロメートル	
	B	〇・〇〇～九三・六二メートル　三・八五〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

三月三十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法

日本中央競馬会法の一部を改正する法律

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

三月三十一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

議案提出

三月三十一日内閣から提出した議案は次のとおりである。

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

三月三十一日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

報告書受領

三月三十一日内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

辞令

（法務調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　勝部　雄

願により本職を免ずる（三月三十一日）

参議院

議事日程　第七号

令和八年三月三十一日（火曜日）

午後五時　本会議

第一　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

三月三十一日内閣から次の議案が提出された。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

議案受領（予備審査）

三月三十一日内閣から次の議案が送付された。

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

議案送付（予備審査）

三月三十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）

所得税法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）

地方税法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）

議決通知

三月三十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案
日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案
所得税法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

三月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。

準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二六号）

答弁書受領

三月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出令和八年四月以降の高等学校等就学支援金の支給に関する質問に対する答弁書（第一九号）
参議院議員辻元清美提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する質問に対する答弁書（第二〇号）
参議院議員辻元清美提出ホルムズ海峡を巡る情勢と国際法との関係等に関する質問に対する答弁書（第二一号）

報告書提出

三月三十一日委員長から次の報告書を提出した。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）審査報告書
日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）審査報告書
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）審査報告書
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第五号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

三月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法
日本中央競馬会法の一部を改正する法律
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律
所得税法等の一部を改正する法律
関税定率法等の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付及び通知

三月三十一日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

報告書受領

三月三十一日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

裁判官弾劾裁判所

裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則

裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

裁判官弾劾裁判所　裁判長職務代行　石井　準一

裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則

裁判官弾劾裁判所規則（昭和二十四年八月十日公布施行）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項中「第九十九条第二項、第百二条第三項」を「第九十九条第三項、第百条第一項、第百一条第二項」に、「第百六条」を「第百六条並びに」に改め、「並びに第百九条」を削る。

附　則

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

人事異動

法務省

（東日本少年矯正医療・教育センター長）法務技官　宮嶋　芳弘
（京都医療少年院長）同　五十嵐雅哉
勤務延長の期限を令和九年三月三十一日まで延長する（各通）
（関東地方更生保護委員会委員）　五十嵐　達
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職
（札幌法務局長）法務事務官　鍛冶　宗宏
（札幌法務局民事行政部長）同　羽澤　政明
（釧路地方法務局長）同　竹村　啓人
（青森地方法務局長）同　草野　謙治
（盛岡地方法務局長）同　佐々木　賢
（福島地方法務局長）同　小松　淳也
（水戸地方法務局長）同　鳥丸　忠彦
（宇都宮地方法務局長）同　池口　康弘
（前橋地方法務局長）同　玉井由紀江
（長野地方法務局長）同　佐藤　純一
（名古屋法務局民事行政部長）同　坂　佳恭
（富山地方法務局長）同　栗原　久典
（大津地方法務局長）同　西岡　典子
（京都地方法務局長）同　堤　秀昭
（神戸地方法務局長）同　三木　秀樹
（和歌山地方法務局長）同　田中　和明
（松江地方法務局長）同　山口　正広
（岡山地方法務局長）同　正木　開志
（高松法務局長）同　石川　亮
（福岡法務局長）同　済田　秀治
（熊本地方法務局長）同　中嶋　武彦

（最高検察庁事務局長）検察事務官　三善　和則
（東京高等検察庁事務局長）同　池田　仁
（東京地方検察庁事務局長）同　池田　光一
（横浜地方検察庁事務局長）同　杉山　悟史
（さいたま地方検察庁事務局長）同　高橋　孝之
（千葉地方検察庁事務局長）同　髙栁　昌暢
（大阪高等検察庁事務局長）同　石塚　悟
（大阪地方検察庁事務局長）同　鈴木　善雄
（神戸地方検察庁事務局長）同　北澤　洋志
（名古屋高等検察庁事務局長）同　西川　聡
（名古屋地方検察庁事務局長）同　原　宏明
（岐阜地方検察庁事務局長）同　上野　和祐
（福岡地方検察庁事務局長）同　立山敬太郎
（熊本地方検察庁事務局長）同　上田　一朗
（鹿児島地方検察庁事務局長）同　福元　忠良
（札幌地方検察庁事務局長）同　安藤　康
（最高検察庁事務局会計課長）同　安藤　博光
（北海道矯正管区長）法務事務官　塩島かおり
（近畿矯正管区長）同　古橋　徹也
（加古川刑務所長）同　浦方　亀世
（岡山少年院長）法務教官　徳田　祐子
（旭川少年鑑別所長）法務技官　泉水　利夫
（金沢少年鑑別所長）同　立川　晃司
（東北地方更生保護委員会委員長）地方更生保護委員会委員　辻　裕子
（関東地方更生保護委員会委員長）同　古川　芳昭
（関東地方更生保護委員会委員）同　石塚　淳
（同）同　浦野　浩昭
（同）同　柴田　由佳
（同）同　西元　雅夫
（近畿地方更生保護委員会委員長）同　鈴木　庄市
（近畿地方更生保護委員会委員）同　石川　彰
（九州地方更生保護委員会委員）同　濵田　康秀

辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

財務省

願に依り国家公務員共済組合連合会監事を免ずる（三月三十一日）　加藤　勝彦
日本銀行参与に任命する　半沢　淳一
願に依り日本銀行参与を免ずる　長谷川一也
国家公務員共済組合連合会監事に任命する　大串　憲祐
独立行政法人酒類総合研究所理事長に任命する（以上四月一日）　松林健一郎
国家公務員共済組合連合会監事に任命する（四月二日）　鈴木ひろみ

社会保険審査会委員に任命する（四月二日）

厚生労働省

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十五号
(三) 占用を制限する区域	区域
	宮城県本吉郡南三陸町歌津字中野五番五地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月二日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局南三陸沿岸国道事務所

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	二十号
(三) 占用を制限する区域	区域
	相模原市緑区吉野字桜野七一四番二から同市緑区吉野字桜野七一四番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月三日
(七) 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路として指定している区域の一部を変更したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年４月２日

四国地方整備局長　奥田　晃久

変更前		
道路の種類	路線名	区間
一般国道	192号	徳島市徳島町城内１番２から同市徳島本町１丁目12番２までの上下線
変更後		
道路の種類	路線名	区間
一般国道	192号	徳島市徳島本町１丁目５番１地先から同市徳島本町１丁目12番２までの上下線

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月２日

北海道運輸局長　井上　健二

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「267,950円」を「278,800円」に、「251,500円」を「262,350円」に、「209,400円」を「220,250円」に、「200,200円」を「211,050円」に改める。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,800円」を「272,300円」に、「202,950円」を「211,450円」に改める。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「216,500円」を「226,500円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月２日から効力を生ずる。

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）及び東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年４月２日

東北運輸局長　吉田　昭二

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「268,650円」を「278,750円」に、「252,200円」を「262,300円」に、「209,550円」を「219,650円」に、「200,400円」を「210,500円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,300円」を「272,100円」に、「201,400円」を「209,900円」に改める。

３．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「219,700円」を「229,500円」に改める。

４．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「218,200円」を「227,700円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年５月２日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月２日

関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木三丁目２番１号
登録番号	関東（ク）第37号
営業廃止年月日	令和８年２月26日

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月２日

関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	住信ＳＢＩネット銀行株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木三丁目２番１号
登録番号	関東（包）第114号
営業廃止年月日	令和８年２月26日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。
令和八年四月二日
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根一二八番地　（甲）小泊漁業協同組合
代表理事組合長　成田　直人
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前二〇七番地一　（乙）下前漁業協同組合
代表理事組合長　永坂富士男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十一頁（号外第五十号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十九日
掲載頁　一三〇頁（号外第一九六号）
令和八年四月二日
大阪市天王寺区上汐四丁目五番二六号
（甲）株式会社ツーワン
代表取締役　北中　達也
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾一一番地の一
（乙）村本建設株式会社
代表取締役　久米　生泰

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社共栄Ｎｅｘｕｒ（住所大阪市淀川区西中島三丁目一二番一五号）に対して当社の保険代理店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
当社の取締役会決議は令和八年三月二十四日に終了しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.kyoueibs.co.jp/
令和八年四月二日
大阪市淀川区西中島五丁目七番一一号
近畿共栄株式会社
代表取締役　城田　和正

会社その他の公告

合併公告

令和八年三月二十五日開催の甲、乙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は、乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

神奈川県横浜市都筑区北山田七―四ララヒルズ二―七〇二

マハロエステート合同会社

代表社員　澤田　純一

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年四月二日

岐阜県各務原市各務おがせ町六丁目三二八番地

農事組合法人アグリかかみ

理事　北川　諒

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＷＯＯＴとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

静岡県熱海市銀座町八―三

合同会社Ｗｏｏｔ

代表社員　根本　隆行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

名古屋市瑞穂区田光町二丁目三七番地の四

コウテック合同会社

代表社員　竹田光一朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

名古屋市西区那古野一丁目一九―四

合同会社ＢＡＴＳＵＭＡＲＵ　ｄｅｓｉｇｎ

代表社員　株式会社Ｔｏ　Ｔｈｅ　Ｔｏｐ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

職務執行者　坂口　和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十一日であり組織変更後の商号は株式会社ＨＡＲＩＫＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

大阪市西区北堀江一丁目一―二三四ツ橋養田ビル三階Ｂ号室　合同会社ＨＡＲＩＫＡ

代表社員　高原　夏星

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二日

東京都墨田区亀沢四丁目九番四号

株式会社平戸製作所

代表取締役　平戸　眞澄

任意清算公告

当法人は、令和六年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二日

東京都文京区白山五丁目一七番二三号エムエスフラットエスビル五Ｆ

イースト国際税理士法人

清算人　許　仁成

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月二日

大阪市西区新町一丁目七番一号

株式会社ＰＩＬＬＡＲ確定給付企業年金

清算人　奥村　暢章

訂正公告

令和八年三月二十七日（号外第七十二号）掲載の解散公告中、「有限会社アイエヌ電気」とあるは、「アイエヌ電気有限会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二日

札幌市北区あいの里三条九丁目七番一六号

アイエヌ電気有限会社

清算人　原田　俊夫

訂正公告

令和七年十月一日（号外第二二〇号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑩「450万円」とあるは「300万円」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二日

新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新田乙一七八番地一

有限会社ゆきつばき観光

代表取締役　児玉　信一

正誤

ページ	段	行	誤	正
三八	三六	上	六黒島町	黒島地区
〃	三七	〃	所在地欄中終りから六 黒島町八五三―一	黒島町ロ五三―一
〃	〃	〃	五	六
〃	〃	所在地欄中	五黒島町八一五―一	黒島町ロ一五―一
〃	〃	〃	六	五

（原稿誤り）

平成二十二年三月二十九日（号外第六十五号）文部科学省告示第五十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）